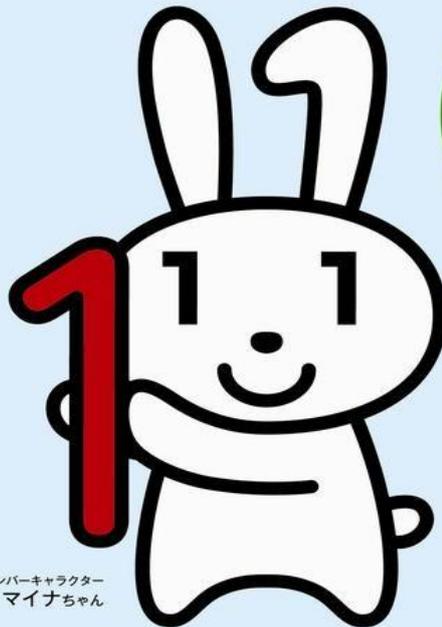


平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立しました。

これに伴い、皆さん一人一人にマイナンバー(個人番号)が付番・通知され、行政を効率化し村民の皆さまの利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として活用されます。

あなたにも、マイナンバー。 はじまります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとり
お届けします!

! マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット

1 行政の効率化
手続きが正確で
早くなる

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

2 国民の利便性の向上
面倒な手続きが
簡単に

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

3 公平・公正な社会の実現
給付金などの
不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

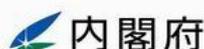
0570-20-0178

マイナンバー

マイナンバー

検索

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。



くわしくは、[内閣官房のホームページ「社会保障・税番号制度」](#)をご覧ください

マイナンバーに関する不明な点について、コールセンター〈全国共通ナビダイヤル〉にて対応しております
平日午前9時30分～午後5時30分(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)に問い合わせください
日本語窓口 0570-20-0178 外国語窓口 0570-20-0291 *英語のみ

主なスケジュール

平成 27 年 10 月

住民票を有する全ての村民の皆さまに 12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

平成 28 年 1 月

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。
希望者には、個人番号カード（顔写真付きの IC カード）が交付されます。

平成 29 年 1 月

国の機関同士での情報連携が開始されます。

平成 29 年 7 月

地方公共団体等でも情報連携が開始されます。

マイナンバーにより変わること

- ・ より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られます。
- ・ 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となります。
- ・ 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できます。
- ・ 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られます。
- ・ IT を活用することにより添付書類が不要になる等、利便性が向上します。

マイナンバー利用にあたっての注意点

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません
（注意）他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

問い合わせ

〒100-1212

東京都三宅島三宅村阿古 497 三宅村役場臨時庁舎

三宅村役場 企画財政課企画情報係

電話番号：04994-5-0984

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）一覧

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書
15	健康増進に関する事務 基礎項目評価書
16	予防接種に関する事務 基礎項目評価書